

掛川市公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成30年8月10日

掛川市長 松井三郎

1 申請のあった年月日

平成30年8月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人掛川シニア交流研究会

(2) 代表者の氏名

染葉 祐一郎

(3) 主たる事務所の所在地

掛川市倉真3678番地の1

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、掛川市の熟年市民を対象としてまちづくりなどの市民活動に関する啓発や活動への参加を誘導し、市民活動団体相互や一般市民との交流を促進し、市民活動団体への運営・活動に関する支援等の事業を行うことにより、地域社会活性化に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、掛川市の熟年市民を主たる対象としてまちづくりなどの活動に関する啓発や参加を誘導し、まちづくり協議会や市民活動団体への運営・活動に関する支援・協働・交流等の事業を行うことにより、地域社会活性化に寄与することを目的とする。